

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年12月10日（火）午前9時01分から午前9時39分

2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」

3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	5番	阿部	雄一郎
	6番	須藤	和
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

農地利用最適化推進委員（5名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

4 遅刻委員（1名） 担当区域4 白戸 卓郎

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第34号 農用地利用集積計画の決定について

議案第35号 職員の任免について

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第27号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

7 会議の概要

事務局 ただいまより、12月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員5名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。9番の工藤浩司委員と1番の中山静子委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第33号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があ

ったので、審議を求めるものであります。
事務局より説明願います。

事務局 議案第 33 号について説明いたします。
今月の農地法第 3 条の許可件数は、所有権移転が 3 件、賃貸借権設定が 1 件です。
3 ページをお開きください。
所有権移転の整理番号 35 番は、畑中藤巻の畑 2 筆、合計 2,597 m²です。
りんごの作付け拡大を図る譲受人からの申し入れにより売買することとなったものです。
次に、整理番号 36 番は、垂柳石森の畑、572 m²です。
所有者が高齢のため管理できなくなったことから、当該農地の隣に住んでいる子に贈与することとなったものです。
トマトなどの自家消費野菜を作付け予定です。
次に、整理番号 37 番は、豊蒔北前田の畑、716 m²です。
所有者は高齢で、自ら農地を管理することができないため、当該農地の近くに住んでいる親戚へ贈与することとなったものです。
キュウリやナスなどの自家消費野菜を作付けする予定です。
4 ページをお開きください。
賃貸借権設定の整理番号 4 番は、田舎館松橋の田 2 筆、合計 2,083 m²です。
賃貸人の経営規模縮小のため、隣接地を耕作している賃借人に申し出て貸借することとなったものです。
以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 33 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 33 号は原案のとおり決定することとします。
次に、議案第 34 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。
田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業

委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が7件、賃貸借権設定が15件です。
6ページをお開きください。
整理番号35番は、前田屋敷南佃の畑、403㎡です。
譲渡人は農地を手放したい意向であるため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。
次に、整理番号36番は、枝川川部の田3筆、合計7,957㎡です。
当該農地は、以前から譲受人が借受けて耕作している農地です。
譲渡人が農地を手放したい意向のため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。
次に、整理番号37番は、畑中北原の畑、944㎡です。
当該農地の隣接地を耕作している譲受人が取得を希望し、譲渡人に申し出て売買することとなったものです。
7ページをお開きください。
整理番号38番は、東光寺村上の田、639㎡です。
譲渡人の経営見直しのため、当該農地の周辺を耕作している譲受人に申し出て売買することとなったものです。
次に、整理番号39番は、諏訪堂村岡の田2筆、合計5,853㎡です。
これまでも譲受人が借受けて耕作していたもので、貸借期間満了に伴い、双方協議の上、売買することとなったものです。
次に、整理番号40番は、諏訪堂村岡の田、311㎡です。
譲渡人は農地を手放したい意向であるため、隣接地を耕作している譲受人に申し出て売買することとなったものです。
8ページをお開きください。
整理番号41番は、田舎館前川の畑2筆、合計277㎡です。
これまでも譲受人が借受けて耕作していたもので、貸借期間満了に伴い、双方協議の上、売買することとなったものです。
9ページをお開きください。
賃貸借権設定の整理番号60番は、東光寺和田の田、4,471㎡です。
賃貸人が経営規模縮小の意向のため、事務局が隣接地の耕作者である賃借人にあっせんして貸借することとなったものです。
次に、整理番号61番は、川部下西田の田1筆と川部中西田の田1筆。和泉下種本の田3筆の合計10,490㎡です。
期間満了に伴う再設定です。
10ページをお開きください。
整理番号62番は、枝川川部の田3筆、垂柳牡丹森の田4筆の合計10,203

m²です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号 63 番は、豊蒔北前田の田、10,466 m²です。

賃貸人の経営規模縮小のため、賃借人に申し出て貸借することとなったものです。

11 ページをお開きください。

整理番号 64 番は、東光寺村岡の田、874 m²です。

これまでは所有者自らが耕作しておりましたが、農業機械の故障により耕作困難となったため、周辺農地を耕作している賃借人に申し出て貸借することとなったものです。

12 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

整理番号 65 番は、畑中樋口の田 2 筆、合計 2,363 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号 66 番は、東光寺和田の田 3 筆と東光寺稲田の田 1 筆の合計 6,753 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号 67 番は、東光寺稲田の田 4 筆と東光寺村上の田 2 筆の合計 6,471 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

13 ページをお開きください。

整理番号 68 番は、和泉早稲田の田 2 筆、合計 3,189 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号 69 番は、川部下船橋の田 2 筆、合計 4,065 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号 70 番は、前田屋敷北一本柳の田 1 筆と前田屋敷南一本柳の田 1 筆の合計 4,940 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

14 ページをお開きください。

整理番号 71 番は、垂柳牡丹森の田 3 筆と畑 1 筆、八反田川原田の田 3 筆の合計 14,457 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

整理番号 72 番は、前田屋敷北佃の田 1 筆と前田屋敷栄田の田 2 筆の合計 1,655 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

15 ページをお開きください。

整理番号 73 番は、東光寺前田の田 1 筆と東光寺村井の田 6 筆の合計

8,058 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

整理番号74番は、田舎館東田の田2筆、合計4,376 m²です。

期間満了に伴う再設定です。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第34号に対して、意見、質問等ありませんか。

推進委員（工藤 成幸）

●●ファームさんの耕作面積の記載で、法人の面積なのでこのくらいだけでも、本人はもっと作ってると思うんだけど、この耕作面積の数字はどういった数字ですか。

事務局（鈴木）

こういう場合、法人と個人の耕作は台帳上分かれておりますので、今回は法人の面積で記載されているということです。

会 長 その他ありませんか。

8番委員（福士 正芳）

法人名義と個人名義で分けて所有するメリットというのは何かあるんですか。

推進委員（工藤 秀範）

やっぱり、法人で土地を持つということになると、これは資産なので、例えばお金を借りたいというときに、個人では100町歩持っています、だけど法人では1町歩しかないですとなったときに、銀行がどう判断するかといったものにも関わってきますし、そういったことから、やっぱり法人で持つのと個人で持つのは別個のものだと思います。

会 長 その他ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第 34 号は原案のとおり決定することとします。

(白戸卓郎推進委員 到着 9 : 25)

次に報告事項に入ります。

報告第 26 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 26 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

17 ページをお開きください。

整理番号 44 番につきましては、賃借人の経営規模縮小により解約するものです。今後、中間管理を通して新たな受け手と貸借する予定となっております。

次に、整理番号 45 番から 18 ページの整理番号 48 番までは賃借人が同じ方になっており、これについては賃借人の経営規模縮小により解約するものです。今後、中間管理を通して新たな受け手と貸借する予定となっております。

次に、整理番号 49 番につきましては、今後、所有者の親戚への所有権移転を予定しているため解約するものです。

19 ページをお開きください。

整理番号 50 番につきましては、議案第 34 号の整理番号 36 番のとおり所有権移転するため解約するものです。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

3 番委員 (田澤 一)

議案書の備考の欄に、農地法、基盤法といった記載がありますが、これの違いについて簡単に教えてくださいませんか。

事務局 (鈴木)

農地法での賃貸借契約は、契約期間が満了しても自動更新されます。それに対して、基盤法による賃貸借は期間満了で契約が切れます。そのため、更新の場合は再設定が必要になります。

また、基盤法を使える方は一定の規模を耕作されている、いわゆる担い手と呼ばれる方が対象となっております。

会 長 その他ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 26 号を終わります。
次に、報告第 27 号「使用貸借合意解約書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 27 号は、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

21 ページをお開きください。

整理番号 8 番の解約の経緯についてですが、先日、当該農地に仮設の足場が組まれていたため、これについて当事者に確認したところ、足場にブルーシートをかけて農機具を格納するための仮設の小屋として使用するという回答がありました。

これに対しては適切な手続きを行うよう事務局から指導を行ったところですが、そのやり取りの際に、実態として借受け人は 2 年ほど前からこの農地を耕作していないということが分かったため、事務局から解約手続きを促したものです。

なお、当該農地は市街化区域のため、別途、転用の届出が提出されておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 27 号を終わります。
次に、報告第 28 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 28 号は、農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものです。

農地法第 5 条の届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出となっております。

23 ページをお開きください。

今月は2件受理しております。
整理番号6番は、畑中上野の畑、482㎡です。
普通住宅の建設を目的として、転用及び所有権移転するものです。
次に、整理番号7番は、川部上西田の畑、330㎡です。
普通住宅の建設を目的として、転用及び所有権移転するものです。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を
受理いたしました。以上です。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第28号を終わります。
次に、追加議案がございます。
議案第35号「職員の任免について」を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、別紙のとおり
職員の任免について承認を求めるものであります。事務局より説明願いま
す。

事務局 議案第35号について、説明いたします。
【議案第35号を朗読】
以上で説明を終わります。

会 長 暫時、休憩します。

（休憩）

会 長 休憩を解き、会議を再開いたします。
議案の審議に入ります。
議案第35号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第35号は承認することとします。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。